

議第20号

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第2(6)の項中「1,300」を「650」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

租税特別措置法施行令の規定に基づく個人の新築又は取得をした家屋が同令に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図る必要があるので提案する。